

諮問番号：令和元年度諮問第18号
答申番号：令和元年度答申第24号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成29年3月24日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づき同年4月分保護費の基準生活費を居宅から入院患者日用品費に変更する処分（以下「本件処分1」という。）、同月19日付けで行った法に基づき同月分保護費の19日以降の基準生活費を入院患者日用品費から居宅に変更する処分（以下「本件処分2」という。）及び同日付けで行った法に基づき同年5月分保護費の基準生活費を入院患者日用品費から居宅に変更する処分（以下「本件処分3」といい、本件処分1及び本件処分2と併せて「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

処分庁は、入院見込期間が2か月であることから本件処分を行ったが、実際の入院期間は平成29年3月24日から同年4月18日までの26日間であるため、本件処分は不当である。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）本件処分1に係る審査請求について

処分庁は、本件処分1に係る審査請求は、審査請求人が処分を知った日から3か月を経過して提起されたものであると主張している。

「処分のあったことを知った日」とは、当事者が書類の交付、口頭の告知その他の方法により処分の存在を現実知った日を指すものであって、抽象的な知り得べかりし日を意味するものでないと解するを相当とされている。

処分庁は、本件処分1の決定通知書を平成29年3月28日に発送していることから、審査請求期間徒過であると主張しているが、審査請求人は同年4月18日まで入院中であることからみて、審査請求人が同通知を実際に受領するなどして、処分の存在を現実知った日が遅くとも同日以前であると断定することは困難である。

(2) 入院患者日用品費について

審査請求人は、入院患者日用品費は1か月以上入院する者について計上することとされていることから、入院期間が1か月未満(26日間)である審査請求人の保護費は居宅の基準生活費で算定すべきであり、その差額の支給を求めているものと推認される。

しかしながら、本件についてみると、処分庁は、平成29年4月分の保護費を算定する時点では、審査請求人の入院期間が1か月になることが見込まれていたことから本件処分1を行い、入院日の属する月の翌月である同年4月18日に退院したため、結果的に入院期間は1か月未満ではあったが、一旦認定した入院患者日用品費の額の計上を取り消すことなく、退院日の翌日から基準生活費を変更する本件処分2及び本件処分3を行ったものと認められる。

(3) まとめ

以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(4) 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和元年 8月26日	諮問書の受領
令和元年 8月27日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：9月10日 口頭意見陳述申立期限：9月10日
令和元年 9月 5日	第1回審議
令和元年10月18日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)の別表第1の第3章の1の(2)は、「入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。」とし、「ア 病院又は診療所(中略)に1箇月以上入院する者」と定めている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)の第7の2の(3)のウは、「保護受給中の者について、入院期間が1か月未満であるため入院患者日用品費を算定しない場合は、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を要しないものとする。」と定めている。
- (5) 局長通知の第7の2の(3)のエは、「保護受給中の者が月の中途で入院し、入院患者日用品費を算定する場合(中略)は、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)は要しないものとする。」と定めている。また、局長通知の第7の2の(3)のキは、「入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院又は死亡した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を日割計算により行なうこと。(後略)」と定めている。
- (6) 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)の問7の29「入院した被保護患者に係る基準生活費の算定の仕方について示されたい。」の答は、「(1) 見込入院期間が1か月以上で居宅から入院した被保護患者が死亡等のため、結果的に入院期間が1か月未満になった場合(中略)死亡等の日が入院日の属する月であれば、当該月は、居宅基準生活費の額が引き続き計上されるが、死亡等の日が入院日の属する月の翌月になった場合は、入院月は居宅基準生活費の額が計上され、入院月の翌月の初日から死亡等の日までの期間については日割計算によって、日用品費の額が計上されることになる。結果的に入院

を知った日の翌日から起算して3月を経過して行われたものであると主張している。「知った日」とは、処分のあったことを現実知った日のことで、当事者が処分があったことを抽象的に知り得べき状態に置かれた日ではないが、社会通念上処分があったことが当事者の知り得べき状態に置かれたときは、特別の事情がない限り、処分があったことを知ったものと解すべきものとされている。処分庁は、本件処分1の決定通知書を平成29年3月28日に発送していることから、審査請求期間を経過して行われたものであると主張しているが、審査請求人は平成29年3月24日から同年4月18日まで入院していたことから、処分庁が入院中の審査請求人に決定通知書を手交するなどの特段の事情がない限り、審査請求人が決定通知書を実際に受領するなどして処分の存在を現実知った日が同年4月18日より前であると判断することは困難である。そして、審査請求人が処分の存在を現実知った日が同年4月18日であるとしても、本件審査請求は審査請求期間内に行われたものであると認められることから、処分庁の主張は採用できない。

(2) 入院患者日用品費について

審査請求人は、見込入院期間が2か月であったが実際の入院期間は26日間であることから、前記1(3)のとおり、入院患者日用品費は病院に1か月以上入院する者について算定するものとされていることを踏まえ、平成29年4月1日から同月18日までの保護費を入院患者日用品費ではなく居宅基準生活費で算定すべきであると主張していると推認する。

しかしながら、処分庁は、平成29年4月分の保護費を算定する時点では審査請求人の見込入院期間が1か月以上であると判断し、結果的に入院期間が1か月未満になったものと認められることから、前記1(6)のとおり、入院月の翌月の初日である平成29年4月1日から退院の日である同月18日までの期間について日割計算によって入院患者日用品費の額で算定することとし、本件処分を行ったものと認められる。

(3) 以上のとおり、処分庁は、前記1の法令等の定めに従い本件処分を行っており、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員(部会長) 曾和 俊文

委員 前田 雅子

委員 矢倉 昌子